

## 16歳未満の児童への家族手当

C. P. Harris (オーストラリア)

本稿には、オーストラリアの家族手当は次第に平等性を少なくしていることが論述されている。統一的な児童手当は依然として変わっていないのに、より高い租税を支払う納税者にとって有利な統一的租税免除は、利益を得る割合を増大してきた。政府は現行制度よりもそれほど費用を負担しないで、給付のもっている重要な再分配の機能を達成し、しかも、必要性の判断基準により一層完全に応える2つの制度について、ある概要が与えられている。

児童手当は全員に対して平等に給付を提供するのに、租税免除は課税所得からの控除という形をとっており、したがって、全く租税を支払わないか、あるいはきわめて些少な税金を支払う世帯に対してよりも、より高い負担となる租税を支払う世帯に対して、より有利である。そのために、現行制度は給付が必要度と関連づけられるべきであるという判断基準を満たしていない。所得グループで分類された世帯に対する両タイプの手当が、現金給付の合計に与えた1965—66年の状況にかんする分析は、たとえば、3人の子供を有する最低の所得グループの世帯では、現金給付が1年当り156ドルにすぎなかったのに、同一の規模をもつ最高の所得グループの世帯では、現金給付は1年当り451ドルになることを示している。しかし、低所得グループには、児童に対する給付が比較的に重要である。かれらにとって、児童への給付は所得の10%を占めているのに、最高のグループでは、その比率は0.5%になる。

児童手当はこのところほとんど変わっていないし、租税免除も貨幣所得の上昇に応じて増加してきたので、重要性の変化が家族手当から移ってしまった。1958

年には、家族手当は現金給付合計の62%であったのに、1965—66年には、55%にすぎない。このようにして、今日では、より公平な家族手当は給付費合計の半分以下であると評価することができる。逆進性がより少ない方策として選択できる1つの手段は、すべての手当を児童扶助の型をした給付にすることであり、その給付は資力調査を伴う方が望ましいだろう。しかし、そのような資力調査は容認されないだろうと感ぜられる。

現行制度に代る方法として採用するには、選択可能な2つの手段が提案されるが、それら2つの手段は双方とも現行制度の費用の合計に等しい。

1番目の制度の基本的な考え方は、現在認められている租税控除の方法を廃止し、児童に対するある統一的な租税の償還を行なうことである。つまり、それは課税所得から控除する代わりに、税金そのものからある統一的な控除を実施することである。この制度の効果は、所得が3,600ドル以上の納税者からそれ以下の所得の人びとに、約1,400万ドルの再分配を行なうことになるだろう(すべての支払いの費用合計は30,000万ドルであった)。この制度の欠点は年金受給者、もしくは所得の最低グループや納税しないグループに対する給付では、なんらの増額も行なわれないということである。

2番目の制度は租税について容認されたすべての恩恵を取除き、その所得をより高い児童扶助給付の財源調達に使用することである。この制度は1965—66年にこれらの給付で83%の増額をもたらしたであろう。この制度の効果をとめるならば、それは所得が2,800ドル以上の世帯からそれ以下の世帯に対して、約3,000万ドルの再分配が行なわれるということである。

上述した論述は、たとえば、児童の教育、医療などのように他の社会保障給付にかんする免税制度の影響にも適用できる。ニードにもとづいて行なわれる

ある制度は、1番目の制度に沿って実施される解決か、課税対象に適用する控除の完全な廃止とある現金償還制度の採用を求めるであろう。

Family Allowances in Australia for Children under Sixteen Years of Age, *Australian Journal of Social Issues*, No. 3, October 1971, pp. 202 - 209; No. 57, '72/73.

## 家族手当と交替する 教育・訓練保険

W. Verwey (オランダ)

本稿には、現在の社会機構ともはや同調しなくなった現行家族手当法を、教育と訓練に対する全国的な保険と取替えるある提案が示されている。

家族手当の分野におけるあるなんらかの新しい制度は、従来の現行家族手当法と子供に対する租税の手当を実施する例のように世帯に重点をおくよりも、むしろ子供に中心を置かれるべきである。

家族手当制度の第一義的な目的は、大家族を援助することであった。今日、2人もしくは3人の家庭が正常な形とみなされるので、子供をもっと多く欲しいと思う両親は、それぞれ各自が責任を負う用意をするべきで、かれらの援助を社会に求めるべきではない。世帯における子供の人数に応じて多くなる手当の支給額は、子供の年齢によって累進的に多くなる手当と取替えられるべきである。社会は子供達にかれらの能力に応じて教育と訓練を与えて、両親を援助すべきである。

提案された制度では、18歳未満の子供は、それぞれ教育と訓練の手当に対する受給資格を両親に与えることになるであろう。手当の金額は最低賃金の変化を示す指数と関連づけられるであろう。学校に通学したり、勉強をしている子供と働いている子供の間には、なんらの差別も行なわれないうる。この方法は義務教育を18歳までにすることを期待させる。

その制度は全国に適用され、被用者と自営業者の間になんらの差別を設けることなく、全居住者をカバーするであろう。拠出は現在賃金取得者のために行なわれているような使用者の責任ではなくて、各種の全国的な現行社会保険の被保険者と同様に、新しい保険の被保険者の責任となるのが当然である。

手当は課税されないが、しかし、子供に対する租税手当は廃止されるだろう。

子供の扶養に対する両親の効果的な寄与(多数の判例を生み出した親の責任という概念)は、もはや重要な意味をもたなくなる。すべての子供の教育をカバーすることを主張しないので、新しい手当は現在の家族手当よりも、より一層社会保険、つまり教育に対するある社会保険という形になるだろう。

その制度は課税所得の4%に相当する拠出額に、子供に対する現在の租税手当に相当する金額を加えて財源を調達される。

親の援助について事実上の負担になんらの調査も行なわないので、管理・運営はきわめて簡単である。その制度は電算化できるし、しかも、費用は現行制度よりも低いだろう。

年齢に応じた手当が累進的に増額されるので、提案された制度はよりすぐれた所得の再配分を保証するであろう。